

民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者責任)に係る判例(2)

■石垣の崩落による隣家家屋の全壊事故

降雨※により地盤が緩み、石垣が崩壊し、隣接家屋が全壊 ※崩壊前2日間の降雨量：265mm

石垣の保存について通常有すべき安全性を欠いていたとして、石垣所有者の「工作物の保存の瑕疵」が認められた判例（広島地方裁判所／平成10年2月19日）

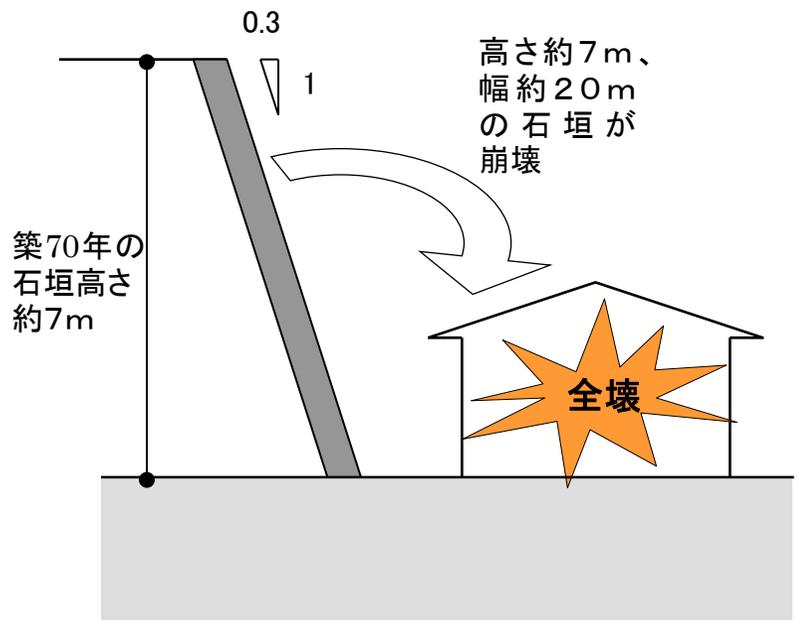
■裁判所の判断の要旨

- ・ 石垣設置に瑕疵があったと認めるに足りる証拠はない。
- ・ 石垣を全面的補修を行っていたら崩壊を防ぐことができた可能性があったが、実際には望ましい措置は何ら行われなかった。
- ・ 降雨量は数十年に一度はありうべき程度の降雨量であり、不可抗力にはあたらない
- ・ 石垣の保存について通常有すべき安全性を欠いていたと認められ、瑕疵によって事故が引き起こされたものと推認されるから、損害を賠償しなければならない

■認定された損害賠償内容・額

①建物の滅失による損害	： 約110万円
②動産の滅失又は紛失による損害	： 約 39万円
③家賃、引越し代	： 約 32万円
④慰謝料	： 約150万円
⑤弁護士費用	： 約 33万円
合計	： 約364万円

【被害の外略図】



・家屋(築67年、木造平屋)